

## 『行啓記 保延五年』

本史料は、当部に函架番号九一四〇四五として整理されている、全体が四紙から成る巻子本で、その寸法は縦一七・四粁、横二〇八・〇粁（第一紙五一・九粁、第二紙五一・一粁、第三・四紙五二・〇粁）、料紙は楮紙である（図版15参照）。内容は第一・二紙が保延五年（一一元）八月一七日、第三・四紙が同二七日の行啓に関わる記事となつていて、書写者については、その特徴的な筆跡から九条経教であることが判明する。また江戸期表紙には九条道房によつて「行啓記」と記されており、本書名はこの外題に拠つた。

保延五年八月一七日は、体仁親王が兄崇徳天皇の東宮と為られた日である。親王はこの年五月一八日、鳥羽院と藤原長実の女得子（美福門院）の皇子として御誕生、七月一六日に立親王されて、わずかに生後三ヶ月での立坊となつた。そして「立太子」儀直前に、中宮聖子（皇嘉門院）は内裏から権中納言藤原家成卿の館へ行啓したのである。その後二七日の家成邸（三条西洞院亭）から六条の里内裏への行啓は、東宮の生母得子が女御となるために行われたものであつた。

この間、中宮聖子が滞在したと思われる館の主人家成は、中御門中納言と号し、歌道の家六条藤家の人物であり、勅撰集にも入集して歌人として活躍するが、鳥羽院の寵臣として権勢を振るつたことでも知られている。鳥羽院

との密接な関係から、家成はこの一七日には春宮権大夫に任じられ、「春宮御所」（「平戸記」寛元三年（一一三〇）八月二六日条）となつた家成邸では、永治元年（一一四一）一〇月二六日に着替の儀が行われた。

さて本記の記主は、一七日の行啓の際、参内後中宮方に参上して「奉仕御輿寄」し、二七日にも「奉仕中宮御輿寄」している。本文中には中宮大夫藤原忠教の行動が記されておらず、忠教自身が記主であるとも考えられる。忠教は四条民部卿と呼ばれて、歌人としても秀でた才能を發揮したとされ、この時正三位大納言、民部卿、長承三年（一一三〇）以来中宮大夫も勤めていた。彼は、一〇〇余巻に及ぶ日記「四条戸部記」を残したとされるが（「玉葉」承安二年（一一二七）一二月八日条）、現在では伝わらない。

しかし一七日の行啓で記主は、家成邸到着後、関白藤原忠通に立太子の節会に参上すべきかどうかを尋ね、府生・番長などの随身に指示を出している。また二七日には、彼が乗つた馬に落ち着きがなかつたため、府生が騎乗していた穏やかな馬に乗り換えたという。「拾芥抄」「北山抄」などによれば、府生や番長を給された公卿は、摂政・関白以外では近衛大将のうち大臣を兼帶するものに限られた。この規定に従えば忠教には府生らは給されず、保延五年段階でこうした行動をとりうる人物としては、左大臣源有仁（左大将）

または内大臣藤原頼長（右大将）が該当することになる。

有仁は後三条天皇の皇子であつたが、白河院の猶子とされた後、元永二年（一二九）に源姓を賜わり、保延二年には左大臣に任じられた。花園左大臣と号した有仁は、詩歌や管弦の才能に恵まれて勅撰集にも入集、加えて有職故実にも通じて「春玉秘抄」・「秋玉秘抄」などを残している。ただし、体仁親王との特別な関係は確認できない。

一方宇治左大臣と号した頼長は、誕生直後の保安元年（一二〇）一一月に実父忠実が白河院の不興を買つて失脚したため、天治二年（一二五）異母兄である忠通の猶子となつた。大治五年（一二〇）に叙爵後は順調に昇進し、忠実は頼長の才能に大いに期待、白河院崩御後、しばらくして政界に復帰すると頼長の強力な庇護者となつた。長承三年（一二三）忠実の息女で、前年鳥羽院の女御となつた泰子が皇后に冊立されると頼長は皇后宮大夫となり、保延二年には鳥羽院別當に補された後、一七歳にして内大臣に任じられている。頼長は忠実の働きかけによつて鳥羽院との関係を形成しており、体仁親王立太弟に際しては、皇太弟傳に任じられたのである。

以上のような鳥羽院・体仁親王・関白忠通との関係などを勘案したとき、記主が頼長であつた可能性は極めて高いと言える。一七日条に親王の動きが見えない点は気がかりだが、中宮聖子は親王を養育したとされており（「今鏡」）、着袴の儀に際しても同宿し（「玉葉」承久二年（一二〇）一月五日条）、即位にあたつて「擬母儀」して皇太后となつてゐる。また二七日条によれば、春宮と中宮がともに家成邸から六条の里内裏に行啓している。こうしたことから一七日の行啓を、聖子が幼少の親王を伴つて新たに春宮御所となるべき家成邸へ遷したものとみれば、同日皇太弟傳に任じられた頼長が、

中宮の行啓に同行していたとしても不自然ではなかろう。頼長には、「台記」「宇槐記」などと称される保延二年から久寿二年（一二五）の日記が断続的に残されているが、保延五年八月については現存しない。

なお書写者の経教は元弘元年（一二二）誕生、建武二年（一二三）叙爵後、行啓に直接関わると思われる職としては、康永元年（一二四）から同二年まで春宮權大夫、延文三年（一二五）から康安元年（一二六）まで閔白を務めたあと、応永七年（一二〇〇）に没している。興仁親王（崇光天皇）の春宮權大夫時代は一二歳から一四歳であり、一方で延元三年には、閔白となる直前に後光嚴天皇と紀仲子（崇賢門院）との間に結仁親王（後円融天皇）が誕生されている。閔白となつた経教が結仁親王の立太子、その後の行啓を予測して、幼くして立坊された体仁親王の例を書写したものと考えるべきであろうか。

#### 凡例

- 一、使用漢字は、主として常用漢字を使用した。
- 一、字配りは、原本に従つた。
- 一、紙継目は、各紙の最終文字下に「」を付して示した。
- 一、異筆部分は、「」で括つて表記した。
- 一、便宜、読点及び並列点を付した。
- 一、人名注等は、（）で括つて表記した。

（櫻井 彦）

保延五年八月十七日、子、終

日甚雨、有行啓、

自内裏渡御  
家成卿家

辰刻参内、

時繪螺鈿劍  
（藤原）有文

弓箭、袴、脛巾、令抱参中宮御方、

依無居所、居釣殿廊、師頬、

（源）

重通卿等同在此所、予問曰、

行啓召仰了歟、答曰、師頬已奉仕了、午刻許漸寄出車、

兩十

此外有糸毛并半物車、依降雨寄乘、

々々々之、每車二人口許乗、至于半物不乘、

歟、未斜寄御輿、豫張雨皮、

啓將等候近辺、上達部列

立幔外、

依無立隠所、皆擁笠立庭中、各人之所從擁尤不穩便、自可擁也、予奉仕御車寄、

仍不立列、欲寄御輿之間、掃部寮

敷筵道、長筵也、未寄御輿之前、

公卿可列、而甚雨間遙々寄御輿之、

後列立頗違例、籠隨身笠、

（藤原忠通）

馬副差之除無所見今案也、博陸

（本定）

向南次駕給、

（無客蹕、至駕輿此、丁尚客蹕）

間公卿一々於陣外騎馬、御

輿昇出之間、予着靴前行、

於陣外騎馬、御輿出北門

至行啓者、不仰御網、自烏丸南行、々々々

入御家成卿家、寢殿東妻

作御輿寄引幔、依雨忿々

佇立西中門、予昇自西中門、

經南面大床進、奉仕御輿

寄了、奉待博陸、而博陸車

在出車後云々、仍良久不被參、

只奉下之、

（無客蹕）

予申閑白云、帰家更可參節会、

（立太子也）

歟、答云、只今申刻也、申刻可奏

宣命也、然者諸卿直參内可始事、  
仍予仰隨身曰、至府生者退出、着

束帶可來逢内裏也、番長以下遣

取壺胡簾負之、可解袴脛巾、所

抱弓箭可返遣家也、

（ ）

保延五年八月廿七日、戌、晴、有

東宮・中宮行啓、

（休仁親王）  
（自三条西洞院亭）

今日申刻參入、

薛絵螺鈿劍、隨身  
巾、狩胡簫、令抱弓箭、如行幸、補帶

刀之後、隨身垂袴、壺胡簫也、未補帶  
之、仍其裝暫居寢殿西透渡

殿、以光房申閔白云、可立名謁列

歟、仰云、委不覺悟可尋、然間

寄御車、予着靴之間、

為列  
立也

閔白被仰可參御車寄之由、

經中門廊并透渡殿、寢殿

簣子等、此間行懸下  
重尻於劍進摺笏、

〔藤原清隆〕

亮相共懸打板於鷗尾、令差

倚御車、次卷上御車後簾、

閔白立東御屏風御几帳給、

予立西御屏風御几帳等、公

卿列立南階西、北面、啓將闕

腋、帶弓箭、東西近立、寄御車、

子暫居御屏風、西邊、笏猶在腰

陽師之由、予伝仰之、即守憲賀茂  
陰陽

經透渡殿并寢殿南簣子、入自

日隱間西柱与御屏風之間、奉仕

反閉、了經本路退出、給様  
云々予引

合御屏風、次駕給無晉了、依

閔白仰下後簾、更帰出置御

屏風拔笏、次宮司引去打板、

此間予經本路、於中門廊內方

令隨身着靴、出自中門於西門外

騎馬、諸事如行幸、但番長步行、在  
馬後如下閣、裝束荷葉狩

袴、狩胡簫如常、但參入退出之時、番  
長騎馬、予所乘之馬半漠陸梁、府生  
所乘馬閑馬也、仍於三条町乘代之、結

唐尾之間、次東宮御車至門外昇

頗遲々下立榻、春官大夫被示云、閔白殿

下參入給之後、可被仰手車、

予依可奉仕中宮御興寄、還

上初所、東宮御車寄、中宮御興寄同所也、次作

御興倚、了敷筵道、此間中宮

前駕公卿列立、南上東面、次寄御

輿、向南、令下了昇出御輿、次

名謁、〔藤原〕頭權亮、經定問之、予

不立之、依為東宮前駕也、

〔中宮・東宮行啓事、〕

』